

手続きチェックシート

結婚

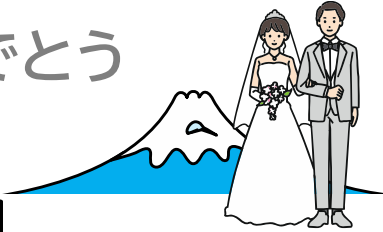
Ver.202508

事前予約で待たずに手続きを開始できます！
ぜひご予約ください。



- ①WEBで日時を予約
- ②市役所でチェックイン
- ③呼出しで手続き開始

ご結婚おめでとうございます



婚姻届

「届出に必要なもの」

- ・全国共通の届出用紙
ご結婚されるお二人の署名
証人（成年2人）の署名

必要な書類がそろわない手続きは、
後日あらためてご来庁いただく場合があります。

税・社会保障関係の手続きでは、マイナ
ンバーカード等の提示が必要となります

休日等に市役所守衛に提出される場合

本後日再来庁をお願いすることがあります。
籍や住所等の確認ができないため、
できるだけ平日に窓口での審査を
済ませてから提出されることをお勧めします。

忘れずにお持ちください

本人確認書類

市役所で手続きの際は本人確認をいたします。
本人確認書類の提示をお願いいたします。

1点で
本人確認
できるもの

＜官公署が発行した、顔写真付きで身分を
証明できるもの、免許証、許可証＞



運転免許証



マイナンバーカード

その他

- ・パスポート
- ・障害者手帳
- ・官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証など

確認に
2点が
必要なもの

- ・各種健康保険証（有効期限内）
- ・健康保険資格確認書
- ・年金手帳（証書）・介護保険証
- ・顔写真付きの社員証、学生証など

代理人の方が手続きするときは

- ① 代理人として来られた方について本人確認をいたします
- ② 手続きができるかどうか、手続きの対象となる方との関係や
委任状により確認させていただきます。
- ③ 番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる方の
マイナンバー（個人番号）をご提示いただきます。



裾野市役所

〒410-1192
裾野市佐野1059番地

開庁時間 8時30分～17時15分

（土曜・日曜・祝日、年末年始[12/29～1/3]の開庁日はお休みです）

手続きチェックシートの使い方

必要な手続きの確認や、手続きに必要なものの確認にご利用ください。
転入手続きを希望する場合は、上部の二次元コードから手続きの来庁日時を予約してください。

発券機の使い方

チェックシートに記載の個別の手続きをされる場合には、
予約不要です。市役所の総合案内に設置している発券機で発
券してお手続きをお願いします。

＜例：マイナンバーカードの手続きの場合＞



住所 戸籍	下記にあてはまる方は世帯にいますか？	手続き	必要なもの	確認	担当課	手続き別の 発券機での操作
	マイナンバーカードまたは住民基本台 帳カードのいずれかをお持ちの方	住所変更	※マイナンバーカードの 住所変更は本人の身 分が必要で、	（お持ちの方） マイナンバーカード ・住民基本台帳カード		
	申請したマイナンバーカードを受け 取っていない方	カードが到着し取りましたら、 新住所までにお持ち帰ります。 ※新住所を通知します。 新住所のみ記載したカードを ご希望の場合は再申請が必要で（有料） 住所は自動的に変更になります	※再申請を希望する場合は 受付窓口でご相談ください		市民課	④ 1).
	印鑑登録が必要な方					④ 2).



手続きチェックシート 結婚

	下記にあてはまる方は世帯にいますか？	手続き	必要なもの	確認	担当課	手続き別の 発券機の使用
住所 戸籍	住所が変わる方	住所変更 (転入・転出・転居)	転入・転出・転居の チェックシートも 確認してください！		市民課 支所OK	②
	同居中で、今まで生計が別になっていた方 (住民票上、別世帯になっていた方)	世帯合併、または世帯変更				② 4).
	姓が変わる方で、マイナンバーカード または住民基本台帳カードのいずれか をお持ちの方	氏名変更	(お持ちの方) ・マイナンバーカード ・住民基本台帳カード		市民課	④ 1).
	姓が変わる方で、旧姓の印鑑で印鑑登 録している方	自動的に登録廃止になります				① 2). [1]
	お子さんの戸籍についてのご相談	入籍届、養子縁組届など	※受付窓口でご相談ください			③ 1). [7]
保険 年金	国民健康保険に加入中で、姓など資格 確認書等の記載に変更がある方	新しい国保資格確認書等の交付	変更前の国保資格確認書等		国保年金課 支所OK	⑤ 3).
	国民健康保険から、配偶者の勤務先の 健康保険の扶養に入る方	国民健康保険の脱退	・勤務先の健康保険資格確認書等、 または資格取得証明書 ・国保資格確認書等			
	最近退職した方 → 配偶者の勤務先の健康保険の扶 養に入る方	裾野市役所での手続きは ありません				
	→ 国民健康保険に加入する方 資格喪失日より14日以内	国民健康保険の加入 国民年金の加入 (20歳から60歳未満)	勤務先の健康保険の 資格喪失証明書			
	姓が変わる方、または世帯構成に変更 がある方で各種認定証をお持ちの方	各種認定証の変更 ※勤務先の健康保険に加入の方は 勤務先へお問い合わせください	・健康保険の資格がわかるもの(扶養者) ・マイナンバーが確認できる書類(子)			
	年金を受給している方	年金の氏名変更 ※共済年金の方は共済組合へ届出				
こども	児童手当を受給していて、受給者が変 わる方(0歳～高校生)	児童手当の受給者変更 ※新たに申請する方が公務員の場合は、 勤務先に申請してください	・マイナンバーが確認できる書類(請求者・ 配偶者) ・通帳・キャッシュカード(請求者) ※公金受取口座の場合は通帳等不要 ・健康保険の資格がわかるもの(請求 者)	必要なものがそろっていない場合も お立ち寄りください	子育て支援課 (児童給付係)	⑥ 1).
	乳幼児・こども医療費受給者証をお持ち の方(0歳～高校生)	乳幼児・こども医療費受給者証の 変更	※受付窓口でご相談ください			
	幼稚園・保育園・こども園に入園して いるお子さんがいる方	住所・氏名変更・保育料等の相談 など	※受付窓口でご相談ください		幼稚園・保育園課	⑥ 2).
	ひとり親家庭等に該当していた方	児童扶養手当の資格喪失	・児童扶養手当証書		子育て支援課 (児童給付係)	⑥ 1).
		ひとり親家庭等医療費助成の 資格喪失届	ひとり親家庭等医療費受給者証			
	特別児童扶養手当の受給者が変わる方	特別児童扶養手当の受給者変更	※受付窓口でご相談ください		教育総務課	⑥ 3).
	重度障害者(児)の医療費助成受給資格 をお持ちの方	重度障害者(児)医療費助成 受給者資格の変更	・重度障害者(児)医療費助成受給者証 ・健康保険の資格がわかるもの ※認印が必要な場合があります			

手続きチェックシート **結婚**

	下記にあてはまる方は世帯にいますか？	手続き	必要なもの	確認	担当課	手続き別の 発券機のご操作
高 齢	姓が変わる方で 介護保険証 をお持ちの方（65歳以上または要介護認定を受けている方）	介護保険証の氏名変更（保険証は後日郵送）	介護保険証		介護保険課	⑤ 5).
	姓が変わる方で 障がいの手帳 をお持ちの方	各種手帳の氏名変更	・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・自立支援医療受給者証など		総合福祉課	⑤ 8).
税・料 金	重度障害者(児)の医療費助成受給資格 をお持ちの方	重度障害者(児)医療費助成受給者資格の変更	・重度障害者(児)医療費助成受給者証 ・健康保険の資格がわかるもの ※認印が必要な場合があります			
	上下水道 の使用者名義が変わる方	使用名義変更	お電話で手続きできます		水道料金お客さまセンター 055-995-1831	⑦ 4).
その他	税の口座を変更 する方	口座振替の変更	・預金通帳 ・通帳の届出印		税務課	⑤ 1).
	戸別受信機 （広報無線機）を借りたい方、 使用者を変えたい方	新規貸出 または 住所・名義変更手続き			危機管理課 22番窓口	⑦ 2).
	市営住宅を退去 する方 または 市営住宅に同居 する方	市営住宅の退去手続き	※入居者が増減する場合、 必ず届出が必要です 受付窓口でご相談ください		都市計画課	市役所 直接窓口へ 2 階
		市営住宅の同居手続き			建築住宅係	